

ISO タンク 輸送用重機（トップリフター）の購入 仕様書

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅ
廃止措置部 技術実証課

目 次

1. 一般事項	1
1.1 適用範囲	1
1.2 件 名	1
1.3 目 的	1
1.4 納入期日	1
1.5 納入場所	1
1.6 納入条件	1
1.7 適用又は準拠すべき法令等	1
1.8 提出図書	1
1.9 保 証	2
1.10 物品納入に対する注意事項	2
2. 購入仕様	2
3. 検収条件	2
3.1 試験・検査	2
3.2 検 収	2
3.3 検査員	2
4. グリーン購入法の推進	2
5. 特記事項	3
添付資料(ISO タンク輸送用重機 トップリフターの購入仕様)	4

1. 一般事項

1.1 適用範囲

本仕様書は、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ(以下「原子力機構」という。)が、『ISO タンク輸送用重機(トップリフター)の購入』の発注にあたり、固有の仕様を示すものである。なお、本仕様書及びその他仕様書類の記載内容が重複し、内容に差異のある場合には、本仕様書が優先するものとする。

1.2 件 名

本仕様書により実施する件名は以下とする。

『ISO タンク輸送用重機(トップリフター)の購入』

1.3 目 的

本契約の目的は以下のとおりである。

もんじゅ廃止措置段階における、ナトリウムの系外拔出、所外搬出計画に必要な国際規格品のタンクコンテナ(以下、「ISO タンク」という。)を、もんじゅ構内の保管施設への搬入やトレーラへ積込、荷下ろし等が可能な ISO タンク輸送用重機としてトップリフターの購入することを目的とする。

1.4 納入期日

令和 9 年 12 月 24 日

1.5 納入場所

福井県敦賀市白木2丁目1番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅ

1.6 納入条件

持込渡し

1.7 適用又は準拠すべき法令等

仕様書に基づく特殊車両を原子力機構に対し納入するにあたり、必要に応じ下記の法令・規格・基準等(以下「適用法令等」とする)を適用又は準拠するものとする。以下の適用法令等の他、受注者が適用又は準拠する必要があると判断する適用法令等は、設計開始前に速やかに原子力機構に対し確認を得ること。尚、適用法令等の適用年度は特記無い限り契約時点の有効な版(原則最新年度)を適用するものとする。

- ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
- ・日本産業規格(JIS)
- ・その他、関連するもの

1.8 提出図書

(1)納品書

(2)その他原子力機構との協議により必要とする書類(操作マニュアル類、メンテナンス要領等)

1.9 保 証

検収後 1 年以内に、設計又は製作の不良により、故障又はその他の不具合が発生した場合は、無償でこれを指定期日までに修理または新品と取替えること。

故障又はその他の不具合の原因が、本質的なものであると原子力機構が判断した場合は、改良品を納入すること。

1.10 物品納入に対する注意事項

(1) 荷姿の宛名には必ず原子力機構の担当課、担当者名を記載すること。

(2) 少なくとも納品の 1 か月前までには輸送計画について原子力機構担当者に連絡のこと。(地域との調整があるため)

なお、特殊車両を使用する場合は、その旨連絡すること。

(3) 陸上輸送の場合は次の事項を遵守すること。

a. 交通事故防止のため安全運転に努めること。

b. 輸送時間帯は、交通事情緩和のため渋滞時を避けること。

e. 構内の通行については、道路標識に従う他、機構担当課室等の指示に従うこと。

2. 購入仕様

当該契約にて購入する「ISO タンク輸送用重機」の仕様を以下に記載する。

購入品名:トップリフター

購入数 :1 基

購入仕様:添付資料参照

3. 検収条件

3.1 試験・検査

本仕様書により実施する試験・検査の項目を以下に示す。

(1) 外観検査

外観を目視で確認し、変形、傷等が無いこと。

(2) 員数検査

所定の員数が納入されていること。

3.2 検 収

本仕様書に基づく作業は以下の条件を満たした場合に検収とする。

3.1 項「試験・検査」に合格し、購入品の完納及び1.8項の全ての図書が提出された後検収とする。

3.3 検査員

(1) 一般検査

管財担当課長

4. グリーン購入法の推進

(1)本契約においてグリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。

(2)本仕様に定める提出図書(納入印刷物)においては、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

5. 特記事項

- (1)本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構担当者と協議の上、その決定に従うこと。
- (2)原則として SI 単位を使用すること。(工学系単位と併記も可)

ISO タンク輸送用重機 トップリフターの購入仕様

1. 車両性能		
1.1	運搬対象物	ISO 20ft タンクコンテナ（フォークポケット無し）をコンテナ上部からスプレッダによりつかみ（ツイストロックにより固定）、運搬が可能であること
1.2	最大荷重	24,000 kg（スプレッダ等の重量は含まない）
1.3	最大揚高	ISO 20ft タンクコンテナを 2 段積みできる高さまでコンテナを持ち上げることができること
1.4	アングルシフト量	左右 各 4° 程度
1.5	サイドシフト量	左右 各 200 mm 程度
1.6	マスト傾斜角（前―後）	前 3° ―後 5° 程度
1.8	上昇速度（負荷時）	200 mm/s 程度
1.9	走行速度（無負荷時）〈前後進〉	30 km/h 以下
1.10	登坂能力	コンテナ運搬時（負荷運転時）に 10° 以上の坂を登坂可能なこと
1.11	最小旋回半径 （スプレッダ含めた車両の最外部）	約 7,000mm 以下
2. 機関		
2.1	エンジン	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律を遵守するもの
2.2	燃料	軽油（JIS K2204 に準じたもの）
3. 伝動装置		
メーカー標準のもの		
4. 運転装置		
4.1	運転席（キャビン）	エアコン付き、シートの前後背角調整可能なもの
5. 油圧装置		
メーカー標準のもの		
6. 特殊装置		
6.1	揚高制限装置	建物内での作業のため、建物内作業においては、マスト高さが 5.0m 以下で自動揚高制御が可能な装置を設置のこと この揚高制限値は 5.0m 以下で任意に変更可能なこと 本機能は制限のオン/オフを切り替えられるようスイッチを設置し、1.3 項の通り、屋外ではコンテナの 2 段積みが可能なこと 揚高制限下荷役作動時の識別が可能なよう青色回転灯を設置のこと

		自動揚高制限下高さ（通常作業時）以上の揚高でブザー・ランプでの警告が可能なこと
6.2	スプレッダ	20ft コンテナ専用として、40ft コンテナ等への対応機能は不要
		ツイストロックのアンロック/ロック時の目視確認が可能なよう配慮のこと
		ツイストロック部に照明灯を設置のこと
6.3	安全装置 （運転席（キャビン）から確認可能なようカメラ・センサー・モニター類※等を配置） ※カメラとモニターは断線等の不具合が発生しないよう無線等で接続ができるよう考慮のこと	運転時に車両の全周囲を確認するためのカメラを設置のこと
		運転時に車両の周辺に人がいないか確認できるよう人検知システムを設置のこと また、本機能と連動して車体の誤発進抑制ができる機能を有すること
		前後進確認用カメラを設置
		ツイストロック確認用カメラを設置
		拡声器を設置（マイク、スピーカ含む）
		灯火類 ・前照灯、後退灯、尾灯、制動灯 ・メーカー標準のもの
6.4	車体作業灯等	追加作業灯は、LED 型で十分な照度を確保したもの ・前部：運転席上部左右に各 2 個 ・前部：前フェンダー上部左右に各 2 個 ・後部：運転席上部左右に各 1 個 ・後部：ウエイト上部左右各 1 個 ・後部：ウエイト中央にバック連動式 1 個
		運転中であることが判別できるよう運転キー連動で常時点灯の回転灯を設置（色：緑色）
6.5	タイヤメーカー	パンク時の手配が容易なようメーカー選定のこと
6.6	ハンドルノブ	位置補正ステアリング装置のこと
6.7	ティルトゲージ	水平が分かるメモリを設置のこと
6.8	バック走行時	ブザーを発音可能なこと
7. その他（標準装備品補足）		
7.1	車輪止め	車体に装備すること
7.2	キャビン内シガーソケット電源	24V 電源を装備すること
7.3	車体色	メーカー標準色
7.4	各種書類一式	取扱説明書、メンテナンス要領、保証証券等（原子力機構と追って調整）
8. 予備品		
8.1	リム付きスペアタイヤ	前後各 1 本